

平成 15 年 6 月 25 日

全国グリーンファンド連絡会 御中

中部電力株式会社

貴会質問状へのご回答について

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当社事業に対しまして格別のご理解とご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、貴会からいただきました 2003 年 5 月 12 日付『太陽光発電設置個人世帯に対する「同意書」徴収に対する質問状』について以下のとおりご回答申し上げます。

今年度より、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」（以下「RPS法」といいます。）が施行され、電気事業者は、この法律に定める新エネルギー利用目標達成に向け努力することとなりました。

RPS法では、新エネルギー等発電設備で発電した電気を、電気と新エネルギー等電気相当量に分けて取引することが可能となっており、今後、当社も取引方法については適宜判断させていただきたいと考えています。

また、このRPS法により定められた義務量は、電源別に設定されてはおりませんので、安価な電源からの購入を優先して行うことも可能であると認識しております。

しかしながら、当社といたしましては、現時点において電源種別ごとのコスト差が大きいことから上記優先購入は時期尚早と判断し、太陽光発電については、当社が購入した電力をRPS法上の義務履行に充てさせていただくことを前提に、従来どおり、お客さまごとの販売単価で購入させていただくこととしております。これは、新エネルギー等電気相当量の上限価格が 11 円/kWh とされている中、その水準を大きく上回る、当社としての最大限のご協力措置と考えております。

ただし、当社が購入した電力をRPS法上の義務履行に充てさせていただけない場合は、その内容を購入料金にも反映し、一般的な余剰電力購入料金（火力燃料費相当）に変更させていただくことが必要となりますので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、太陽光発電の電力受給契約期間は自動延長条項付きの 1 年間契約であるため、双方異議がなければ、更に 1 年間、契約期間を延伸させていただくこととなります。

当社はRPS法の下、新エネルギー普及促進のため努力する所存でありますので、今後ともご理解とご協力を宜しくお願い申し上げます。

敬 白